

新潟県無電柱化推進計画

令和3年4月策定
令和7年3月一部改訂
令和8年3月一部改訂

新潟県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、様々な危険を有している。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律」(以下「無電柱化法」という。)が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく都道府県無電柱化推進計画として、新潟県管理道路における今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 新潟県における無電柱化の現状

新潟県では、昭和 61 年度から国の電線地中化計画に基づき無電柱化を推進しており、関係者の協力の下、電線共同溝の整備等により令和 7 年度までに新潟県が実施した延長は約 63km となっている。

※整備延長には新潟市移管分を含む。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

「防災」、「安全・円滑な交通確保」及び「景観形成・観光振興」の観点から、無電柱化の必要な道路において、限られた予算の中で計画的に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第 2 条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により新潟県の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の検討対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、新潟県が管理しない道路については、必要に応じて当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

緊急輸送道路、避難所へのアクセス道等、災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

景観法等に位置づけられた地域や観光地等における良好な景観の形成及び観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和3年度から令和8年度までの6年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

新潟県が実施する無電柱化の整備延長を以下のとおりとする。

約63km（令和7年度末時点） ⇒ 約66km（令和8年度末）

※整備箇所は別紙参照

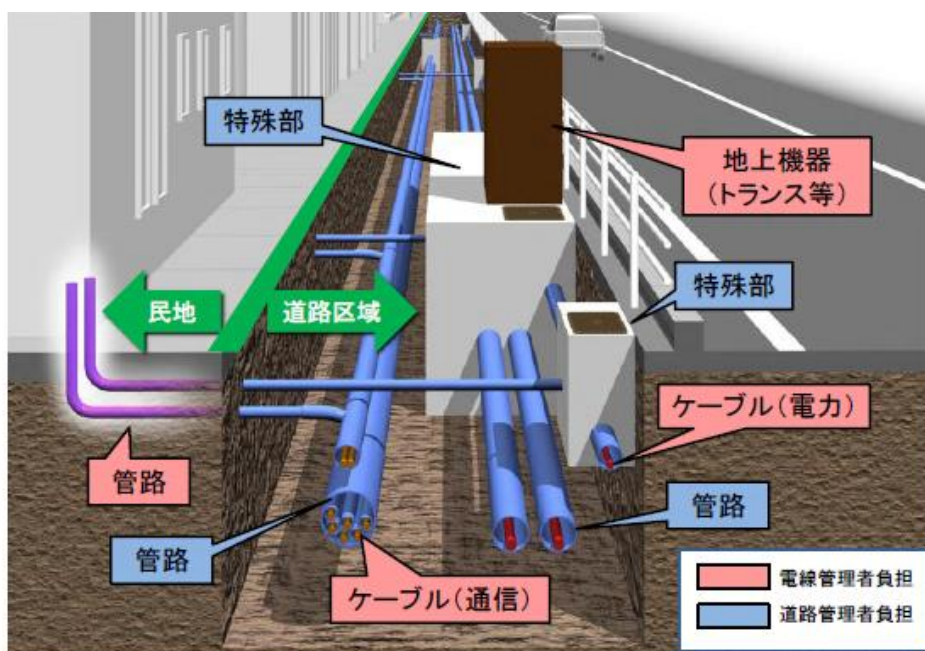
4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者、地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 地中化方式

地中化方式による無電柱化に当たっては、電線共同溝方式、自治体管路方式、単独地中化方式及び要請者負担方式により適切な役割分担のもと実施する。



電線共同溝方式整備 (イメージ)

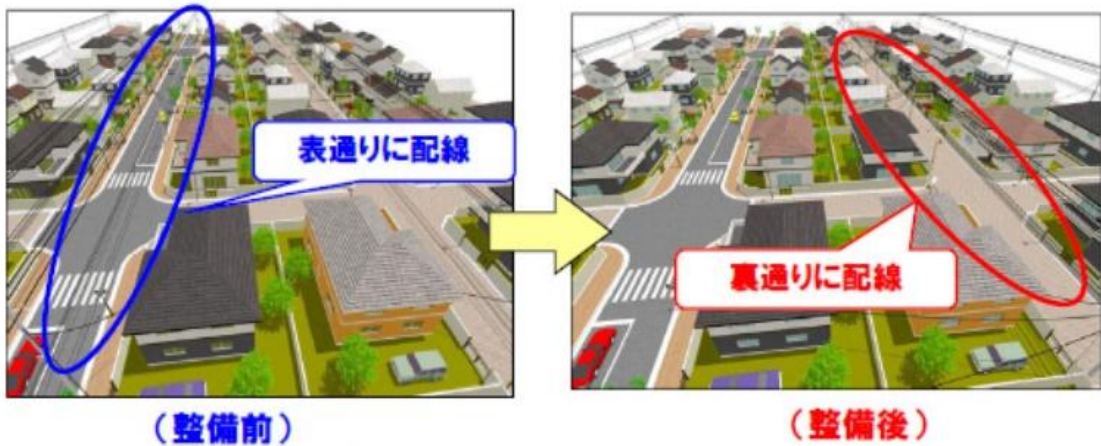
出典：国土交通省 HP より

② 地中化方式以外の手法

現場の状況により電線共同溝方式による無電柱化が困難な場合等には、下記の整備手法により実施する。

○ 裏配線方式

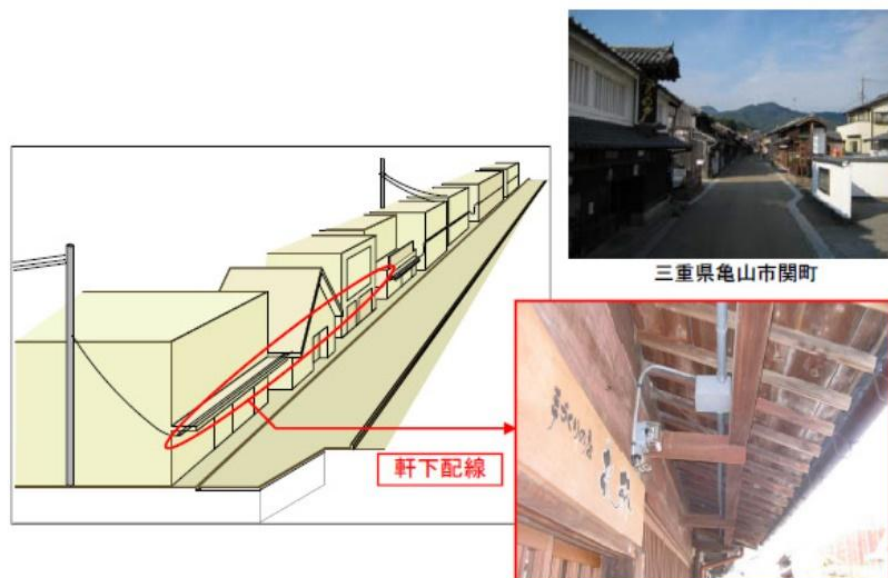
表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式。



出典：国土交通省 HP より

○ 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。



出典：国土交通省 HP より

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

平成 25 年に道路法が改正され、防災上の観点から重要な道路について、道路管理者が同法第 37 条（道路の占用の禁止又は制限区域等）に基づき区域を指定して、占用を禁止し、又は制限することができるよう措置された。

国は、平成 28 年から緊急輸送道路を対象に、道路の占用を制限する区域を指定し、電柱の新設を制限している。

新潟県においても、令和 2 年から緊急輸送道路を対象に、同様の措置を実施しており、今後も国の動向をふまえ、適切な運用を行う。

② 占用料の減免措置

電線管理者による単独地中化を促進し、無電柱化のより一層の推進を図るため、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類等を対象に、占用料を減免している。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる北陸地方無電柱化協議会新潟地区検討部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

新潟県の管理する道路において、道路事業やガス、水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し調整を行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地、公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、道路事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、広報・啓発活動を行う。

2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、新潟県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。